

風致地区事前相談書

年度 No.

受付月日	年 月 日	行為内容	宅地の造成・木竹の伐採・建築物・工作物・その他				
行為地	(住居表示)	代理人連絡先	会社名				
建築主氏名			氏名				
構造	・木造 ・鉄筋 ・鉄骨 ・その他		TEL				
階層	地上 階、地下 階						
用途	・専用住宅 ・共同住宅 ・その他(
種別	・新築 ・増築 ・改築						
用途地域	一低・一中高・一住・近商	計画内容	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	
都市計画で定める建ぺい率	%		建ぺい率	%	高さ(15m以下)	m	
防火指定	・防火地域 ・準防火地域 ・無指定		壁面後退距離	道路側	北 m 南 m	東 m 西 m	
地域区分	・A ・B ・C ・D ・S(大泉一丁目・中里地区・中里中央)			隣地側	北 m 南 m	東 m 西 m	
要件	・角地 ・建替え ・狭小宅地 ・準狭小宅地		木竹伐採	伐採する()本			
	・特別事情(・2世帯 ・5人以上 ())			樹木なし または すべて移植			
	・複合() () ()			宅地の造成			
	・その他()			・切土盛土あり ・切土盛土なし			
			工作物(1.5m以上)	・工作物あり ・工作物なし			

※上記枠内の記入をお願いします。

※当回答の有効期間は受付日から6か月です。期間を過ぎた場合、再度事前相談書の提出が必要になります。

※建築物の緩和、木竹の伐採、A地域またはB地域の宅地の造成の許可には植栽の条件が付きます。

調査日:	/	調査員	地図 P. 左 ・ 右				
周辺状況	街区種別	・住宅 ・商業 ・住商混在	樹木様相	・良好 ・普通 ・悪い			
	画地規模	・200m ² 以上 ・200~100m ²	壁面維持	・守られている ・守られていない			
		・100m ² 以下 ・混在	風致維持	・良好 ・普通 ・悪い			
	階層	・低層 ・中層 ・高層 ・混在	その他	・既存有 ・更地			
・今回の計画は周辺環境と不調和に(・なる ・ならない)							
・回答 (・計画通りとする。 ・改善または修正を指導する。 ・再計画を指導する。)							
・緑化基準 (I 30%、 II 20%、 III 10%、 その他:)							
連絡事項							
確認	係長	主査	係員	係員	係員	起案日	年 月 日
						決定日	年 月 日
						回答日	年 月 日

風致地区事前相談書

年度 No.

受付月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	行為内容	宅地の造成・木竹の伐採・建築物・工作物・その他		
行為地	(住居表示) ○○○町 ○-○-○	代理人連絡先	会社名	○○ 株式会社	
建築主氏名	○○ ○○		氏名	○○ ○○	
構造	・木造・鉄筋・鉄骨・その他		TEL	○○-○○○○-○○○○	
階層	地上 ○ 階、地下 階				
用途	・専用住宅・共同住宅・その他(
種別	・新築・増築・改築				
用途地域	・低・一中高・一住・近商	敷地面積	○○.○○ m ²	建築面積	○○.○○ m ²
都市計画で定める建ぺい率	50/80 %	建ぺい率	○○.○○ %	高さ (15m以下)	○.○○○ m
防火指定	・防火地域・準防火地域			m 南	m
地域区分	・A・B・C・D	緩和の上限値ではなく、配置図と同じ寸法(壁面後退距離)を記入してください。		○.○○○ m 西	m
	・S(大泉一丁目・中里地区)			○.○○○ m 南	○.○○○ m
要件	・角地・建替え・狭小宅地・準狭小宅地	内容	伐採する(高木 ○ 本)	m 西	○.○○○ m
	・特別事情(・2世帯・5人以上)	木竹伐採	樹木なし または すべて移植		
	・複合()()()	宅地の造成	・切土盛土あり・切土盛土なし		
	・その他()	工作物 (1.5m以上)	・工作物あり・工作物なし		

※上記枠内の記入をお願いします。

※当回答の有効期間は受付日から6か月です。期間を過ぎた場合、再度事

※建築物の緩和、木竹の伐採、A地域またはB地域の宅地の造成の許

「なし」以外は風致許可対象です。一番上の行為内容にも○をつけてください。

調査日:	/	調査員	地図 P. 左・右				
周辺状況	街区種別	・住宅・商業・住商混在	樹木様相	・良好・普通・悪い			
	画地規模	・200m ² 以上・200~100m ²	壁面維持	・守られている・守られていない			
		・100m ² 以下・混在	風致維持	・良好・普通・悪い			
	階層	・低層・中層・高層・混在	その他	・既存有・更地			
・今回の計画は周辺環境と不調和に(・なる・ならない)							
・回答 (・計画通りとする。・改善または修正を指導する。・再計画を指導する。)							
・緑化基準 (I 30%、II 20%、III 10%、その他:)							
連絡事項							
確認	係長	主査	係員	係員	係員	起案日	年 月 日
						決定日	年 月 日
						回答日	年 月 日